

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年10月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

5. 会議録署名委員 15番 小 西 義 清
 16番 三 宅 美 子

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(農地中間管理権)
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について
(農用地利用配分計画)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による(一時転用)届出について(5条一時転用届出)
- 報告第2号 農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成28年第10回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(農地中間管理権)
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について
(農用地利用配分計画)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による(一時転用)届出について(5条一時転用届出)
- 報告第2号 農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。15番の小西委員、16番の三宅委員でございます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる9月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1番 藪内委員
- 2番 吉川保男委員

(事務局)

4 番 芝田委員
1 1 番 酒部委員
1 2 番 辻本委員
1 4 番 奥田会長
1 5 番 小西委員

事務局 3 名と都市整備課 1 名により実施しております。

それでは議案第 1 号受付番号 2 5 につきまして議案書 1 ページをご覧ください。内容については、記載のとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページから 3 ページをご覧ください。また、別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書をご覧ください。審議をお願いします。

なお、本定例総会前に開催されました農地保有適格法人担当委員により、このたびの農地法第 3 条の規定による許可申請の審議を受ける「●●●●●●●●」について、農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査をしていただきました。

農地保有適格法人担当委員につきましては、田中職務代理者、吉川保男委員、小西委員の 3 名で構成されています。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、農地保有適格法人担当委員、事前審査結果について報告を、お願い致します。

(●●●●委員)

それでは、事前審査の結果について報告させていただきます。議案第 1 号受付番号 2 5、農地法第 3 条の規定による許可申請の申請人であり「●●●●●●●●」につきましては、事前審査の結果、法人の形態、事業内容、構成員、役員についてすべての要件を満たしており、農地を取得できる法人であることを報告します。

(会長)

続きまして、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号25の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号25の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号25の説明と農地保有適格法人担当委員からの報告、現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号25に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号46について議案書2ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日2件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号46の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員) 本件受付番号46の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) 議案第2号受付番号46の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号46の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号47について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号47について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5～7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第2号受付番号47の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号47の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) 議案第2号受付番号47の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号47の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第3号受付番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権）の審議と議案第4号受付番号3農用地利用配分計画案に対する意見について（農用地利用配分計画）」については、関連する内容ですので、まとめてお願いします。

こちらそれぞれ2件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号3について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

こちらは、土地の地主さんの方から京都府農業総合支援センターの方が借り上げるというような形になっております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号3について議案書6ページから10ページをご覧ください。

こちらの方は、京都府農業総合支援センターの方から実際、農業をされる方に貸し付けをされるというような案件でございます。

所在地については、同じく詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号3及び議案第4号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号3と議案第4号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3と議案第4号受付番号3の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第3号受付番号4及び議案第4号受付番号4の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号4について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号4について議案書11ページから15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、同じく詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号4及び議案第4号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号4と議案第4号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

賃貸料って決まったあんの。

(事務局)

議案第3号受付番号4につきましては、使用貸借ということになっています。

賃料は、ゼロということです。

(●●委員)

ゼロ。

(会長)

はい、他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4と議案第4号受付番号4の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、報告第1号受付番号1農地法第5条第1項第6号の規定による（一時転用）届出について（5条一時転用届出）を報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件については、9月26日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

なお、平成28年9月定例議会において「（仮称）さやま

- (事務局) こども園整備工事請負契約の締結については、否決され本契約にいたりませんでした。届出人におかれましては、現在、今後の対応方針について検討中である旨、報告をいただいています。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 報告第1号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。
- 否決ということで、工期については、これいじらんでもええのか、このままでええと。
- (事務局) まだ、今後どのような形になるかが決定しておりませんので、決定次第、工期の変更の届出を出して頂いたり、もしくは、そもそもこの届出の取り消しの願いを出して頂いたりその辺は、また今後、対応されると聞いております。
- (会長) 着工が10月15日もうじきやわね。
- (●●委員) はい。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 早くから私達では、解っていた内容なんですけど、業者が決まっていなくてここが、するかどうか分からへん訳やのに、これを出してくるといことは、おかしい訳で、やっぱりこれから対応するんじゃないかと、決まらないんだったら否決されたら、その時点に取り下げるべきでは、ないんでしょうか。
- 新たにこれから検討する話ではないんと思うんですが。この業者がするかどうか分からへん訳でしょ。
- (事務局長) 今、確認の方を実は、事務局の方から原課の方等をさせて頂いておまして、今後の契約のあり方について再入札をする、もしくは、随意契約で契約の方を進めるという方針の方

(事務局長)

もまだ決まっていないというところで、仮契約の状態での手続きがなされておりまして、着工の方もこちらの記載にあります、10月15日というところの予定は、書いて頂いてるもののこの辺も全く未定であるということで、事前にすみやかな着工をしたいということで、この届出の受理、市街地でもありましたんで、受理の方はさせて頂いておりまして、受理通知も発行をさせて頂いてると。そののち9月26日の現調を29日の議会の方で否決されたいうところでございまして、業者の方もまだ弁護士もふまえて検討中やというところと町の方針もまだ理事者もふまえて検討中ということですので、その方針もふまえて、先ほど田口の方が言いました、取り消しであったり、計画の変更であったりという手続きを踏んで頂くというように考えております。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

これ全体的な問題だからね、ここですることでもないんやけどね、議会が可決するかどうか分からへんのにね、早よ早よからこの資料を出してること自体がね、やっぱりおかしい話やと思うし、否決されたら一回そこでチャラにして、新たについていく、そういうもっと明確なことせんと、あれは、色々、新聞で読んだ限りしか知らないけれど、ようは、中身は、色々のにしたって議案そのものは、締結の話やからね、業者がだめになったんやから、そののところは、事務的な処理も明確にしていく方がいいんじゃないかなと私は、思いますけどね、あの期間は別として、ここでね、どうなるか分からんもんを出してきてね、早よ早よからおかしいんじゃないかなと、いずれあるべき形として進めるべきだと思う。

(会長)

この件につきましては、用途地域が工業地域ということと、一時転用ということで、先月の26日に会長専決で報告事項やから出したと、けど事業の実態がこれもあやふやになってきているからこの場合は、いっぺん専決で許可を出したかてどやんな、具体的な目的がなかったら元へ戻すちゅうことは、

(会長)

どやな。

(●●委員)

もう一回やり直したらええねん。

(会長)

うん。

(事務局長)

今、おっしゃって頂いた形で、事務局としても取り消しの方向を実は、考えておるものの、まだ、町の方針が決まっていないというところと業者自身も取り下げをするにあたって社内的な判断が出来ないというところも合わせもちまして、本日を迎えた次第でして、出来れば当然、目的が達成出来ないというところの中で、取り消しの方向では、考えているというところでございます、その結果につきましては、次回で報告をさせて頂く、本来であれば●●委員がおっしゃって頂いたみたいに、この場で一旦、専決処理はしたものの取り消しと合わせて、出したかったのは、事務局の思いは、あったんですけど、その方針が固まらないということで報告に至らなかったというところでございます。

(会長)

再度、仕切り直してな、事業が進めるようであったら、この専決処分でやれんねんから工期的に一ヶ月どうしても延ばさないかんというよな事態は、発生せえへんやろ。

そしたら目的がないのに、出すちゅうことは、ちょっとおかしいのでは、なかろうかなと私、自身も思うねんけどな。

どうや。

(●●委員)

そうやね。

(会長)

まあちょっと町と調整してほしいなと思うわ。

(事務局長)

はい。

(会長)

これが完全に説明が無になってしもたんねんからな。

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

それは、今回に限らずの話やけどね、現地は、26日でしょ。

(●●委員)

そや、わしもそれが言いたいわ。

(●●委員)

知ってる人間は、現地に行った人間というもののね、議会でね、決まらない採決されてないのにね、決まってないじゃないですか、この人がするとは、それを向こうが26日にもう出してきてること事態がね、私はもう議会の立場ではないけども、そこにおったら議会軽視として怒りますけどね、そこは、庁内の中でもちゃんとしていかなんだらね、早よ早よからこんなことしてしもても、こんな議会を通すことあらへんやん、もう決まった言って、農業委員会で出しとるやんかという話は、おかしな話やから全体的な問題としてね、農業委員会の方にね、出すべきかということは、ちゃんと考えていかないと今後、色々な裏の問題も出てくると思うし。

(会長)

あの審議事項でもないので、この委員会の意見として、一つ局長が、町と話をし、そして、この先決を取り下げということで望んでほしいなと思います。

(事務局長)

はい。今、●●委員がおっしゃって頂いたように、確かに本契約に至ってない状態の中で、民々間、業者と地権者との間での話ということでは、あるんですけども、やはり目的が公共工事というところがありますんで、今おっしゃって頂いた旨は、町の方に今後は、このようなことがないような形で本契約に至ってからの行動を取るようなことで、お話をしていきたいと思います。

(●●委員)

はい、ええか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

それもそやけども 29 日に議決すのに 26 日に専決してる
いうのも、今言ってるやつも問題やけどもね、ただ仕舞いと
しては、これ報告聞いたらテープに残ってるねんやから報告
してんねんやこれだからそれをもっぺん繰り戻してもうて、
報告できる案件やないぐらいのことで終わってくれんことには、
報告、聞いたことになってまうやんか、今日の報告には、
ないやんかこんなもん実際、報告やいうて言うてもうたらか
なんやつや、だから今日のこれ、取り消してもらわなあかん
と思うねんやわ。

(会長)

はい、他にございませんか。

そういうことでしたら、今それぞれ意見出して頂きました、
私もそのように理解をしていますので、意見を尊重して、一つ
望んでいきたいと思っております。

(事務局長)

はい、今、●委員もおっしゃって頂いたように、事務局の
方、農業委員会の今の意見もお聞きする中で、やはりこの案
件自身は、目的の達成が出来てない、出来ないというところ
もありますんで取り消しという形で進めさせて頂きたいと思
っております。よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、農地形状変更事業について（農地形状変更事業）
を事務局報告願します。

(事務局)

それでは、報告第 2 号受付番号 2 について議案書 17 ペー
ジをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 12 ペ
ージをご覧ください。

本件については、覚書締結日が平成 28 年 8 月 26 日で、
させて頂きましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第 2 号受付番号 2 の報告がありました。何かご意見ご

(会長)

質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後2時20分 終了
